

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ(7月28日現在)

接種券の送付について

16歳(令和4年3月31時点)以上の方には7月中旬までに発送を完了しました。お手元に届いていない方はコールセンターまでご連絡ください。(12歳~15歳の方の接種券も順次発送しています。)
※12歳の方は、年齢到達時に順次発送予定

接種費用
無料
(全額公費)

新型コロナワクチン接種方法

ワクチンの種類は、町の集団接種および町内の個別医療機関はファイザー社製で12歳以上の方を対象とします。長崎県新型コロナワクチン接種センターは、武田／モデルナ社製で18歳以上の方を対象とします。
日程は予約時にご確認ください。

1. 集団接種を希望する場合

町ホームページの予約サイトまたは町コールセンターへ電話で予約してください。
※予約変更およびキャンセルは、接種日の3日前(木曜日)までにご連絡ください。

長与町公式ホームページ 集団接種予約サイトでの予約

接種券の「券番号」の10桁の数字と西暦から始まる8桁の生年月日が必要です。
また、日中連絡が可能な電話番号およびメールアドレスをご入力ください。



◀集団接種
予約サイト

電話での予約

長与町新型コロナワクチンコールセンター ☎801-5667(平日9時~17時)

2. 個別接種を希望する場合

町ホームページに、各医療機関の予約状況を掲載しています。(毎週木曜日および随時更新)予約状況を確認してから、医療機関へご予約ください。



◀町内
医療機関
予約状況

3. 長崎県新型コロナワクチン接種センターを希望する場合

長与町から交付された接種券をお持ちの方で、50代以上の方・「県の優先接種の方針」の対象となる方は長崎県が開設する会場で接種することができます。

※「県の優先接種の方針」の対象は

会 場 長崎県庁エントランスホール(長崎市尾上町3- 1)

接種日 1回目 8月7日㊁から9月3日金 2回目 9月4日㊁から10月1日金

予約方法 ①WEB (インターネット)で予約(50代以上のみ予約可)

②コールセンターで電話予約(「県の優先接種の方針」対象で40代以下の方)

0120-123-816 または **0570-065-478**【受付】9時~21時(土日も対応)

他の接種会場や医療機関で予約済の方は、二重予約とならないよういずれかを必ずキャンセルしてください。

問い合わせ

町内での接種日時や接種会場に関すること	長与町新型コロナワクチンコールセンター ☎ 801-5667 FAX801-5666 平日 9 時 ~ 17 時 (土日祝除く)
ワクチン接種後の副反応等に関する専門的な相談	長崎県コロナワクチンコールセンター ☎ 0120-764-060 FAX0800-080-6976 24 時間対応 (土日祝含む)
新型コロナワクチン全体に関すること	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎ 0120-761-770 9 時 ~ 21 時 (土日祝含む)



▲町新型コロナ
ワクチン情報



▲厚生労働省
ホームページ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)を支給します

問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

●支給対象者

平成15年4月2日生まれ以降の児童(障害児は平成13年4月2日生まれ以降)を養育している子育て世帯で、次のいずれかを満たす者

- ①令和3年度(令和2年分)住民税(市町村民税均等割)が非課税の方(※1)
- ②令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税と同等の水準になった方(※2)

※1児童の生計を維持する程度の高い者。児童手当、特別児童扶養手当を受給している場合は、その受給者。

※2児童の生計を維持する程度の高い者。

配偶者からの暴力を理由に児童と避難をしている場合、避難先で給付金を受け取れる場合があります。

配偶者に給付金が支給される前に手続きを行う必要がありますので、お早めにお問い合わせください。

●支給額…児童1人当たり5万円

●支給手続き

①の該当者

⇒ 7月中に振込済です。ただし、未申告の方は、所得申告が必要です。①の要件に該当しており、通知が届いていない場合はご連絡ください。

②の該当者 ⇒ 申請が必要です。

申 申請書(請求書)、簡単な収入(所得)見込額の申立書を記入し、下記必要書類を添付し、こども政策課へ申請。申請書は町ホームページまたはこども政策課で入手可。

添付書類

- 申請・請求者本人確認書類(運転免許証など)の写し
- 受取口座を確認できる書類(通帳・キャッシュカード)の写し
- 児童が別居している場合は、その児童の住民票謄本
- 給与明細書、年金振込通知書などの収入額が分かる書類

②の個人住民税(均等割)の非課税(相当額)限度額表

世帯の人数	非課税相当収入限度額
2人(父または母と子1人など)	1,378,000円
3人(父母と子1人、父または母と子2人など)	1,680,000円
4人(父母と子2人、父または母と子3人など)	2,097,000円
5人(父母と子3人、父または母と子4人など)	2,497,000円
6人(父母と子4人、父または母と子5人など)	2,897,000円

☒ 令和4年2月28日(月)

他 詳しくは、町ホームページをご確認いただきかお問い合わせください。



長与町事業継続支援金(第4弾)について

問 産業振興課
☎801-5836

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県下全域に医療危機事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた町内事業者に対して支援を行います。

●対象者

令和3年4月24日時点で、町内に本社がある法人もしくは住民登録がある個人事業主で、令和3年4月、5月または6月の売上高が前年比(前々年比)20%以上減少しており、長崎県事業継続支援給付金などを受け取っていないこと。(減収などの各種要件があります。)

●支給金額

1事業者につき10万円もしくは比較対象年度の売上額(千円未満切捨て)のいずれか低い額

●申請方法

申請書を西そこのぎ商工会へ原則郵送。
☎801-4236・801-4237
(申請書は町ホームページでダウンロード可)

●申請期限

9月30日(木)まで(必着)
詳しくは町ホームページでご確認ください。

